

## 4 連携施設に関する課題・問題点：3歳児の受け皿要件

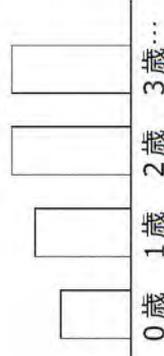
### ○連携施設の役割のうち、「3歳児の受け皿」の合意を得るのが困難

- ・認可保育所の3歳児枠はすでに「定員超過」
- ・認定こども園についても「ほぼ定員が埋まっている」
- ・幼稚園については、保育とは運営方針が異なり「保育ニーズに合わない」

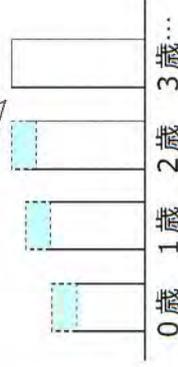
家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第6条に基づく連携施設  
**「認可保育所」「幼稚園」「認定こども園」での受け皿対応は不可能な状況**

○認可保育所、認定こども園の場合

2歳児と3歳児の定員に差がない施設では、自園の2歳児の持ち上がりで定員が埋まり、受け入れができない。



2歳児と3歳児の定員に差がある施設でも、弾力化でニーズの多い0～2歳児を定員以上に受け入れている場合、2歳児の持ち上がりで定員が埋まる。



○幼稚園の場合

保育施設と幼稚園の運営が大きく異なり、ニーズにマッチしない。

	保育施設	幼稚園
開園時間	11時間	4時間程度
休園日	日曜日、祝日	土曜日、日曜日、祝日
長期休暇	なし	あり
食事	給食	弁当又は給食

※ 上表は一般的な例であり、園によって異なる。

- ・本市の予測では、今後も保育需要は数年間伸びる。
- ・毎年度、約2,000人分の施設を整備しているが、待機児童の解消もできていない

- ・幼稚園は預かり時間が短いことや夏休みの長期休暇があることなど、保育施設利用者とのニーズに合わない
- ・そのため、本市では「子育て支援型幼稚園制度」を創設

### ○連携施設の役割のうち、「代替保育の提供」の合意を得るのが困難

- ・「代替保育の提供」の連携が進まないのは、家庭的保育事業所等の努力不足や施設側の協力不足などではなく、「代替保育の提供」が連携施設の必須の役割となっていることが、現場の実態に合致していない

- ・ 他法人の施設で保育方針も違う中、普段見えない子どもの保育は現実的でなく、実質、同法人の場合に限定。
- ・ そもそも、施設職員の確保が大変困難な中、代替保育を提供するための職員が確保できない
- ・ 代替保育提供中に、万一、事故等が発生した場合の責任の所在が不明確
- ・ 幼稚園（3歳以上）の先生が、急に乳児を見ることの不安等

## 問題は、

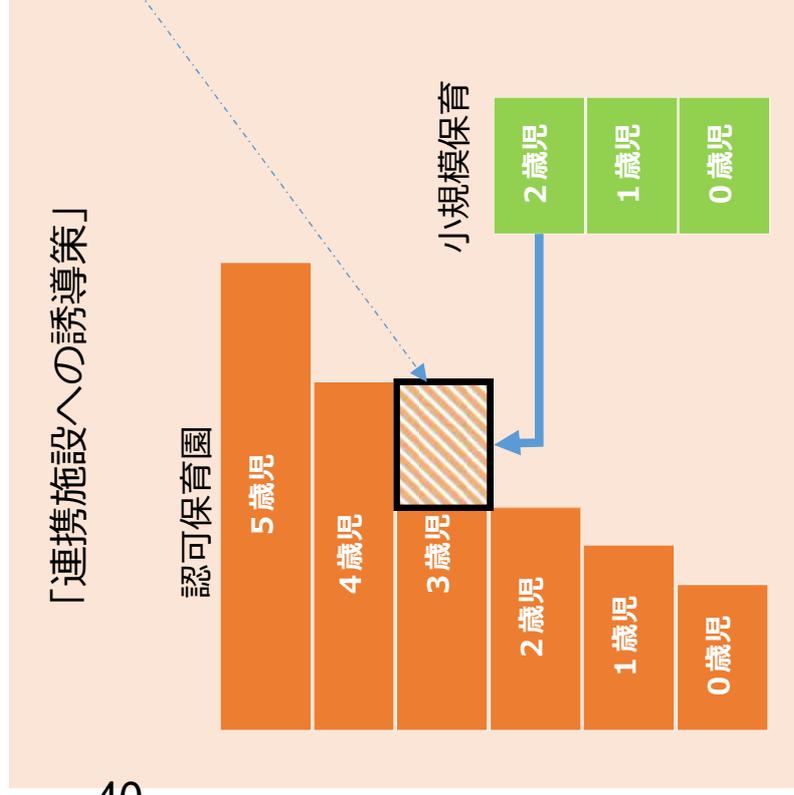
### ○連携施設がなくても認可できる経過措置は「平成31年度末」で終了

- ・ 万一、家庭的保育事業所等の認可取消となれば、当該家庭的保育事業所等を利用中の児童が行き場を失う可能性がある
  - ※無認可となるため、児童の退園や、それに伴う経営の不安定化を想定。
- ・ 加えて、保育の受け皿が減少するため、待機児童解消の取り組みにも大きな支障となる

## 家庭的保育事業所等の定員は「2, 231人」

## 6 さいたま市における連携施設確保に向けた施策：保育所整備方針

- ・さいたま市では、連携施設の確保に向けて、小規模保育事業等の**卒園後の受け皿を担う連携施設としての役割を果たす認可保育所案件を最優先で協議**。
- ・さらに、**2歳児と3歳児の定員差が3人以上の認可保育所案件を最優先で協議**



### (5) 定員について

- 安定的な施設運営を行うために、定員は60人以上に設定することを推奨しております。ただし、地域の保育需要が高く、安定した入所が見込まれる場合は、60人未満の定員でも認めることがあります。
- 保育単価が10人単位で設定されていることから、定員についても10人単位での設定を原則としています。

c 平成27年度4月施行の「子ども・子育て支援新制度」において、認可保育所は地域型保育事業(2歳児以下の子どもを預かる保育事業)の連携施設としての役割を期待されています。このため、地域によっては、2歳児と3歳児の定員差が3人以上となるように設定していただく場合があります。

(定員設定の例)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
60人	6人	9人	9人	12人	12人	12人
90人	3人	12人	15人	20人	20人	20人

### さいたま市保育所整備希望者の手引き抜粋

#### 整備協議対象の選定について

以下の地域を本募集における「保育所整備重点地域」及び「準重点地域」に設定しております。当該地域内で保育所整備の御相談をいただいた場合、優先的に整備協議対象に選定いたします。

また、開設年度に関わらず「賃貸物件による整備」の案件を最優先といたします。

さらに、小規模保育事業等の卒園後の受け皿を担う連携施設としての役割を果たす案件を最優先します。

さいたま市ホームページ抜粋

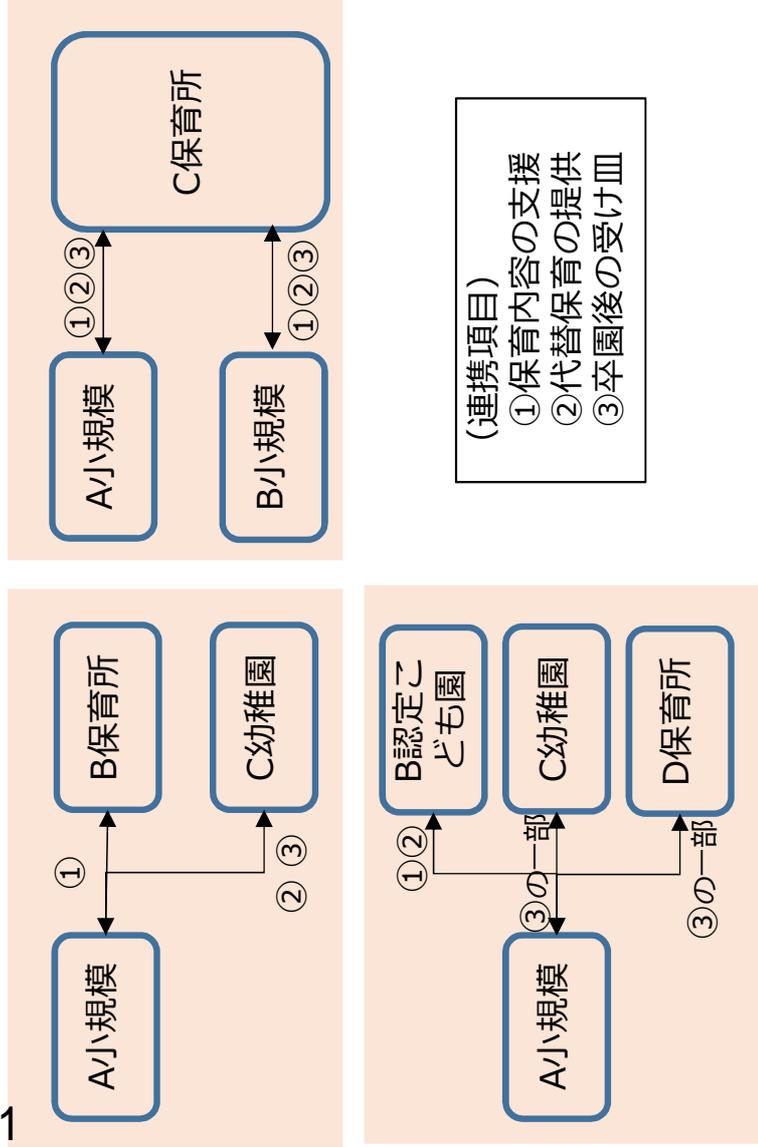
## 7 さいたま市における連携施設ガイドラインの作成

- ・ 連携施設の設定については、国から具体的な内容・水準及び条件等が示されていないことから関連通知や会議資料等をもとに、**家庭的保育事業等者と連携施設が、連携内容等について円滑に調整・協議できるよう、本市独自のガイドラインを策定中**

### (連携施設の設定方法)

- ・ 連携施設は、教育・保育施設に限定であるが、複数施設を連携施設とすることや、連携施設側が複数の家庭的保育事業等者の連携施設となることも可能
- ・ また、教育・保育施設で機能の一部しか協力できない場合も連携施設となることが可能

41



### ③ 卒園後の受け皿

地域型保育事業を卒園する児童（事業所内保育事業の利用児童にあっては、地域枠の児童に限る。）が優先的に入所できる枠を連携施設（認可保育所、認定こども園又は幼稚園）において、確保し、保護者の希望に基づき受け入れ、教育又は保育を提供すること。  
 <具体的な内容・水準>

項目	内容・水準
卒園後の受け皿	<p>○原則、当該地域型保育事業者が提供していた保育時間と同等の内容(児童の教育又は保育を行う時間を11時間以上確保し、年末年始以外に長期休業を設定しないこと)を提供できること。</p> <p>ただし、幼稚園の場合、以下の要件を満たす幼稚園を連携施設として認めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育時間と合わせて預かり保育時間が8時間以上</li> <li>・ 夏休み等を含め平日5日以上</li> </ul> <p>(土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12/29~1/3)の他、年間15日以内の休園は認めるものとする。)</p> <p>○連携施設において、連携する地域型保育事業の卒園児が優先的に利用できる枠を確保すること。「定員に空きがない等特段の理由がない限り連携施設への入園を認める」旨の設定方法は認められない。</p> <p>○覚書において、入所可能人数を「〇名以上確保する。」又は「〇名分確保する。」旨を定めること(「〇名以内確保する。」は認められない。)</p> <p>○地域型保育事業者は、毎年利用者の意向を確認し、連携施設の利用を希望する人数を把握し、連携施設側へ報告するなど円滑な運営に配慮すること。</p> <p>○地域型保育事業者は、最低、当該事業の2歳児の利用定員の人数分の受け皿を確保することとし、実際の利用者数がその数を上回る場合については、その分の受け皿も確保すること。</p>



## 9 地方分権改革に関する具体的な提案及び効果

### (1) 「3歳児の受け皿要件」を拡充すること

#### 【具体的な方策案】

- ・認可保育所等に限定せず、児童福祉法に基づく認可外保育施設の内、「規模・設備・職員」の基準が認可保育所と同等であり、保育の質、安全性が確保されている「市認定保育施設」を連携施設として認めること

※家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（平成26年4月30日厚生労働省令第61号）第6条（保育所等との連携）の第3号「3歳児の受け皿」を改正すること

43

(効果)

- ・市認定保育施設の定員空き数は、577人分あり、多くの連携施設確保が可能となる（即効性がある）

### (2) 3歳児の受け皿要件を拡充した上で「経過措置期間を延長」すること

#### 【具体的な方策等】

- ・適切な連携施設の確保につなげるため、3歳児の受け皿要件を拡充した上で経過措置期間を延長すること

(効果)

- ・3歳児の受け皿要件を拡充することで、家庭的保育事業者等が適切に連携施設を確保しつつ、経過措置期間の延長により、認可取消となる施設を救済
- ・家庭的保育事業利用者が安心して児童を通園させることが可能となり、混乱を招くことを防止

# 10 制度改正によるリスク：連携施設に「市認定保育施設」を追加した場合

## 【重要なポイント】

- ・市認定保育施設は、市の基準に基づき、市が運営委託料等を支出する施設
- ・規模・設備・職員・職員の基準も同等であるため、保育の質・安全性は担保されている

**制度改正後に問題が発生する可能性・リスクは、ほぼ無いといえる**

※職員中の有資格者は、3分の2以上としているが、  
**4歳・5歳の職員1人当たりの園児数は最低基準よりも厳しい基準**

児童福祉施設最低基準等とさいたま市基準の比較表  
 認可保育所

認可外		さいたま市基準		最低基準等		さいたま市認定保育施設 ナーサリールーム	
設備	園児一人あたり保育面積	0歳児又は1歳児 2歳児 3歳児 4歳児 5歳児	5㎡ ※1 (0歳児：乳児室又はほふく室) 3.3㎡ (1歳児)	1.65㎡ 3.3㎡	3.3㎡	3.3㎡	
	乳児室	ほふく室					
	保育室	又は遊戯室	1.98㎡	1.98㎡	1.98㎡	1.98㎡	
	調理室		必要	必要	必要	必要	
	施設による所有の必要性		必要	必要	必要	必要	
屋外 遊戯場	必要面積	2歳以上(一人当たり)	3.3㎡	3.3㎡	3.3㎡	規定なし	
	職員1人あたりの園児数	0歳児	3人	3人	3人	3人	
		1歳児	6人	6人	6人	6人	
		2歳児	20人	20人	20人	20人	
		3歳児	30人	30人	30人	20人	
職員	職員中の有資格者(保育士・看護師)		全員	全員	3分の2以上	規定なし	
	看護師の必須条件		0歳児9人以上で1人	規定なし	規定なし	規定なし	
	整備基準						

※1 市長が認める場合は3.3㎡

## 1.1 制度改正の効果

- 1 連携施設問題が解消
- ↓
- 2 待機児童の解消
- ↓
- 3 子育て安心プランの実現
- ↓
- 4 働き方改革の実現
- ↓
- 5 未来投資戦略の実現

- ・ アベノミクス 成長戦略で明るい日本に！
- ・ そのためには、働きやすい環境整備は必須
- ・ 本市も待機児童の解消を実現する

○待機児童の解消を実現

- ・ 3歳児の受け皿要件を緩和することで、連携施設の確保が進み、安心して子どもを預けることができるようになり、待機児童の解消につながる

○「未来投資戦略2018」にも寄与

- ・ 安心して子どもを預けることができれば、女性の就労が可能となり、「未来投資戦略2018」の「女性活躍の更なる促進」等にも大きく寄与。
- ・ 働きやすい環境の整備は、国の政策実現には必須である